

北の恵み 食べマルシェ2019

子ども向けエリア企画運営業務の内容

1 目的

北の恵み 食べマルシェ2019開催期間中における常磐公園会場の賑わいの創出を目的として、主に子どもを持つ世帯が楽しみを持って訪れることのできるエリアを企画し、設置運営を行う。

2 場所

常磐公園会場 中央部分「キッズマルシェ」内

全体スペース W21.6m×W21.6mのうち W21.6m×W10.8m（別紙1のとおり）

※他団体の協力により、おもちゃくじコーナー、工作コーナー、スポーツ吹矢コーナー（いずれも仮）を全体スペース内に設置（W21.6m×W5.4m）する予定

※また、ステージ側を除き、出店テント又は移動販売車を隣接して設置する予定

3 開催日時

令和元年9月14日（土）～9月16日（月・祝）

各日10時～18時（最終日の16日は17時まで）

4 想定対象者

就学前児童～小学校低学年児童

5 業務内容

（1）企画業務

ア 企画に当たっての条件

プロポーザル提案者（以下「提案者」という。）は、次の条件を踏まえ企画すること。

① キッズマルシェ内に設置する予定の、おもちゃくじコーナー、工作コーナー、スポーツ吹矢コーナー（いずれも仮）を含め、一つのエリアとして囲まれたゾーニングを行うとともに、一体感を演出するため各コーナーを含めた統一の看板等を製作するほか、使用するテントを統一すること。

② 別紙2に示す仕様のテントを使用するものとして企画を行うこと。

③ キッズマルシェ内の通路側を除き周囲にテントを張り、外側に幕を張ること。

イ 企画内容

提案者は割り当てられたエリアの範囲内で、目的を踏まえた上で以下の要素で構成された子ども向けの業務を企画すること。

なお、秋の代名詞である「食（欲）」と、2020年に東京オリンピックが開催される予定であることから「スポーツ」によるコラボレーションをコンセプトにした内容と会場構成で企画を行うこと。

① メインコーナー

② 子どもの誘引シンボル

常磐公園会場入口からキッズマルシェへ子どもを誘引できるよう、遠くからでもキッズマルシェがあることが分かる象徴的要素を南側の出入口に配置すること。配置場所は、他の出店テント等に影響のない範囲内でエリア外に配置しても差し支えない。

また、北側の出入口にもキッズマルシェであることが分かる看板等を配置すること。配置場所は、他の出店テント等に影響のない範囲内でエリア外に配置しても差し支えない。

③ 参加型インスタレーション

一般来場者・通行人に対するアイキャッチとして、事前に市内中心部の幼稚園又は保育園に在籍する児童が作成した作品を飾り付け、さらに会期中にもワークショップ形式により参加者が作成した作品を飾っていくことにより形成されるインスタレーションアートを常磐公園会場への入口ゲート付近に設置することとし、当該インスタレーションの内容の企画、作品制作に係る材料の用意など一連の業務を実施すること。

設置の際には、倒壊等による事故が起こらないよう来場者の安全に最大限に配慮した形状のものとし、地面への単管の打ち込みによる固定は差し支えないが、公園の植栽、石垣等を傷つけないよう注意すること。

なお、作品は事前に用意する分を1,000個程度とし、作品の作成について北の恵み 食ベマルシェ実行委員会（以下「実行委員会」という。）が事前に依頼している幼稚園又は保育園への材料の配付、出来上がった作品の回収を行うこと。また、会期中に来場者が作成する分は500個程度用意するものとし、会期中に行う作品の制作は子どもに限らず希望者全員が行えるものとする。

ウ 配慮事項

提案者は企画内容の提案に当たり、以下の配慮を行うこと。

- ① 開催期間中、来場する子どもの安全確保について配慮すること。
- ② 開催期間中、常磐公園会場ではステージイベントを行っており、このステージイベントに影響を与えないよう配慮すること。
- ③ 隣接して設置する予定の、おもちゃくじコーナー、工作コーナー、スポーツ吹矢コーナー（いずれも仮）の内容と競合しないよう配慮すること。
- ④ 常磐公園会場内に配置する「農場バル」において、農業をイメージしたイベント・展示コーナー「かかしパーク（仮称）」を設ける予定であることから、かかしをテーマにしたアトラクションなど、企画内容が競合・重複しないよう配慮すること。

なお、採用された企画については、旭川市農政部農業振興課と協議調整を行うこと。

エ 対価の徴収

提案者は子ども向けに役務を提供する際、役務に対して対価を徴収しても差し支えない。ただし、子ども向けの業務にふさわしい価格となるよう配慮すること。

オ 対価を得る場合の提案

プロポーザルにおいて収益の発生する企画を提案する場合、収益の見込みを示すこと。

なお、業務で発生した収益は提案者の益金とする。

カ 北の恵み 食ベマルシェお楽しみチケットへの対応

提案者は、金銭の受け渡しを行う企画を実施する場合、「北の恵み 食ベマルシェお楽しみチケット」を決済手段の一つとして取り扱わなければならない。ただし、当該チケットを唯一の決済手段とする必要はない。

キ 天候への対応

企画の内容については、雨天時においても実施できるものであること。

ただし、実行委員会が中止と判断した場合は、速やかに指示に従うこと。

ク 積算価格

積算価格には直接経費のみを計上することとし、間接経費を含めないこと。

(2) 運営業務

ア 会場設営

提案者は、子ども向けエリアの会場設営を行うこと。設営に当たっては、常磐公園会場の設営業務受託者と連携し、円滑に業務を実施すること。

イ 人員体制

提案者は、業務の実施に必要な全ての人員を手配し運営すること。また、実施前に実行委員会に人員配置計画を提出すること。

ウ 物品及び設備等

提案者は、業務の実施に当たり、必要となる物品及び電源等の設備を用意すること。

エ 保険加入

提案者は、利用者のけがや事故などに対する補償のため、適切な保険に加入し、加入の証書の写しを実行委員会に提出すること。

オ 事故対応

提案者は、利用者のけがや事故が発生した場合に、現地での必要な対応を行うとともに、事故の発生について実行委員会に速やかに連絡すること。

(3) 事業効果測定業務

ア アンケートの実施

提案者は、利用者の保護者に対して適宜記入式のアンケートを実施し、企画の満足度及び企画への要望を調査し、結果を実行委員会へ報告すること。

報告時にはアンケートの集計結果とアンケート回答原紙を提出すること。

アンケートは1日50件以上収集すること。

6 履行期間

契約締結日から令和元年9月30日までとする。

7 提出書類

提案者は、次の各号に掲げる書類を実行委員会に提出しなければならない。

- (1) 保険契約を証明する書類の写し（令和元年9月13日まで）
- (2) 人員配置計画（契約締結日まで）
- (3) 実績報告書（業務完了後14日以内）
- (4) 保護者アンケート集計結果及び回答原紙（実績報告書と同時）
- (5) 業務の実施状況が分かる写真（実績報告書と同時）

8 その他

- (1) 本書面に記載のない事項については、双方協議の上で決定すること。
- (2) 実行委員会からの指示に従うこと。